

ID: 203

担当部署: 建設水道課

処分の概要	駐車場の使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第53条第1項		
例規番号	平成9年条例第33号		
【基準】			
<p>第53条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第53条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を3月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第46条に規定する使用者資格を失ったとき。 (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 <p>2 前項の規定については第38条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日